

「各種事務事業の取扱い」

22 下水道分科会

長岡市・与板町合併協議会

項番	事務事業コード	各種事務事業	変更	分類	調整方針案
414	010104	下水道使用料（農業集落排水事業を含む）		合併後に統一	新基準を創設し統一する。ただし、合併後、3年から5年を目途に統一する。
415	010109	下水道受益者負担金の額		現行どおり	現行どおりとする。
416	010110-1	下水道受益者負担金の規定	経過	合併後に統一	長岡市の制度に統一する。ただし、与板町については、平成17年度は現行どおりとする。なお、既賦課決定した分については現行どおりとする。
417	010115-1	処理区域外の下水排除制度(工事負担金) (農業集落排水事業を含む)		当分の間現行どおり	当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。
418	010115-2	処理区域外の下水排除制度(公共汚水ます) (農業集落排水事業を含む)		合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
419	010112	水洗便所設備改造等工事資金融資制度 (農業集落排水事業を含む)	経過	合併後に統一	長岡市の制度に統一する。ただし、与板町については、平成17年度は現行どおりとする。
420	010113	利子補給制度（農業集落排水事業を含む）	経過	合併後に廃止	廃止する。ただし、与板町については、平成17年度は現行どおりとする。なお、既利子補給者については、現行の条件のままとする。廃止後は水洗便所設備改造等工事資金融資制度で対応する。

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

414

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目 (分科会)	中項目	小項目	各種事務事業
2 2 下水道	0 1 公共下水道管理	0 1 公共下水道管理	0 4 下水道使用料 (農業集落排水事業を含む)

長岡市	中之島町	越路町	与板町																																								
<p>1 一般汚水</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 15%;">汚水排出量</th> <th style="width: 15%;">使用料</th> </tr> <tr> <td>基本料金 8m³まで</td> <td>656円</td> </tr> <tr> <td>10m³まで</td> <td>82円</td> </tr> <tr> <td>超過料金 40m³まで</td> <td>126円</td> </tr> <tr> <td>(1m³につき) 100m³まで</td> <td>148円</td> </tr> <tr> <td>500m³まで</td> <td>169円</td> </tr> <tr> <td>500m³超</td> <td>190円</td> </tr> </table> <p>・消費税は含まれていない。 ・参考: (25m³) 2,710円</p> <p>2 一時使用汚水分 297円/m³</p>	汚水排出量	使用料	基本料金 8m ³ まで	656円	10m ³ まで	82円	超過料金 40m ³ まで	126円	(1m ³ につき) 100m ³ まで	148円	500m ³ まで	169円	500m ³ 超	190円	<p>1 一般汚水</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 15%;">汚水排出量</th> <th style="width: 15%;">使用料</th> </tr> <tr> <td>基本料金 10m³まで</td> <td>1,800円</td> </tr> <tr> <td>500m³まで</td> <td>180円</td> </tr> <tr> <td>超過料金 500m³超</td> <td>200円</td> </tr> </table> <p>・消費税は含まれていない。 ・参考: (25m³) 4,500円</p> <p>2 一時使用汚水分 一般汚水と同じ</p> <p>※農業集落排水事業はなし。</p>	汚水排出量	使用料	基本料金 10m ³ まで	1,800円	500m ³ まで	180円	超過料金 500m ³ 超	200円	<p>1 一般汚水</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 15%;">汚水排出量</th> <th style="width: 15%;">使用料</th> </tr> <tr> <td>基本料金 10m³まで</td> <td>1,600円</td> </tr> <tr> <td>40m³まで</td> <td>155円</td> </tr> <tr> <td>超過料金 100m³まで</td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td>(1m³につき) 500m³まで</td> <td>145円</td> </tr> <tr> <td>500m³超</td> <td>140円</td> </tr> </table> <p>・消費税は含まれていない。 ・参考: (25m³) 3,925円</p> <p>2 一時使用汚水分 一般汚水と同じ</p>	汚水排出量	使用料	基本料金 10m ³ まで	1,600円	40m ³ まで	155円	超過料金 100m ³ まで	150円	(1m ³ につき) 500m ³ まで	145円	500m ³ 超	140円	<p>1 一般汚水</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 15%;">汚水排出量</th> <th style="width: 15%;">使用料</th> </tr> <tr> <td>基本料金 10m³まで</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>超過料金 1m³につき</td> <td>150円</td> </tr> </table> <p>・消費税は含まれていない。 ・参考: (25m³) 3,750円</p> <p>2 一時使用汚水分 なし</p> <p>※農業集落排水事業はなし。</p>	汚水排出量	使用料	基本料金 10m ³ まで	1,500円	超過料金 1m ³ につき	150円
汚水排出量	使用料																																										
基本料金 8m ³ まで	656円																																										
10m ³ まで	82円																																										
超過料金 40m ³ まで	126円																																										
(1m ³ につき) 100m ³ まで	148円																																										
500m ³ まで	169円																																										
500m ³ 超	190円																																										
汚水排出量	使用料																																										
基本料金 10m ³ まで	1,800円																																										
500m ³ まで	180円																																										
超過料金 500m ³ 超	200円																																										
汚水排出量	使用料																																										
基本料金 10m ³ まで	1,600円																																										
40m ³ まで	155円																																										
超過料金 100m ³ まで	150円																																										
(1m ³ につき) 500m ³ まで	145円																																										
500m ³ 超	140円																																										
汚水排出量	使用料																																										
基本料金 10m ³ まで	1,500円																																										
超過料金 1m ³ につき	150円																																										

三島町	山古志村	小国町	課 題	調 整 方 針 案													
<p>1 一般汚水</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 15%;">汚水排出量</th> <th style="width: 15%;">使用料</th> </tr> <tr> <td>基本料金 10m³まで</td> <td>1,800円</td> </tr> <tr> <td>超過料金 1m³につき</td> <td>180円</td> </tr> </table> <p>・消費税は含まれていない。 ・参考: (25m³) 4,500円</p> <p>2 一時使用汚水分 なし</p> <p>※農業集落排水事業はなし。</p>	汚水排出量	使用料	基本料金 10m ³ まで	1,800円	超過料金 1m ³ につき	180円	<p>なし</p>	<p>1 一般汚水</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 15%;">汚水排出量</th> <th style="width: 15%;">使用料</th> </tr> <tr> <td>基本料金 8m³まで</td> <td>1,650円</td> </tr> <tr> <td>9m³から</td> <td>80円</td> </tr> <tr> <td>超過料金 (1m³につき)</td> <td></td> </tr> </table> <p>・消費税は含まれていない。 ・参考: (25m³) 3,010円</p> <p>2 一時使用汚水分 一般汚水と同じ</p>	汚水排出量	使用料	基本料金 8m ³ まで	1,650円	9m ³ から	80円	超過料金 (1m ³ につき)		<p>新基準を創設し統一する。ただし、合併後、3年から5年を目途に統一する。</p>
汚水排出量	使用料																
基本料金 10m ³ まで	1,800円																
超過料金 1m ³ につき	180円																
汚水排出量	使用料																
基本料金 8m ³ まで	1,650円																
9m ³ から	80円																
超過料金 (1m ³ につき)																	

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

415

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目 (分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
22 下水道	01 公共下水道	01 公共下水道管理	09	下水道受益者負担金の額
長岡市	中之島町	越路町	与板町	
市街化区域 368円/m ² 市街化調整区域 737円/m ²	住宅等 220,000円/戸 排水人口50人以上の事業所等 延床面積300m ² 以上の旅館業等 330,000円/戸	市街化区域 783円/m ² (661m ² 上限) 市街化区域外 275,000円/戸	基本額 200,000円+面積割 (1m ² あたり185円) 上限あり 322,280円	
三島町	山古志村	小国町	課 題	調 整 方 針 案
市街化区域 700円/m ² 市街化調整区域 700円/m ²		建物延床面積500m ² 以下 120,000円 その他 180,000円		現行どおりとする。

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

416

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目 (分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
22 下水道	01 公共下水道	01 公共下水道管理	10-1	下水道受益者負担金の規定
長岡市	中之島町	越路町	与板町	
1 対象者 賦課対象区域にある土地の所有者又は受益者 2 賦課対象区域 年度当初に告示し設定 3 賦課年数 3年 4 賦課の期別数 4期 5 報奨金の率 $\text{期別納付額} \times 0.5 / 100 \times \text{前納月数}$	1 対象者 賦課対象区域にある建物等の所有者又は受益者 2 賦課対象区域 年度当初に告示し設定 3 賦課年数 5年 4 賦課の期別数 4期 5 報奨金の率 なし	1 対象者 賦課対象区域にある土地の所有者又は受益者 2 賦課対象区域 年度当初に告示し設定 3 賦課年数 5年 4 賦課の期別数 4期 5 報奨金の率 (1) 期別負担金額 $\times 1 / 150 \times \text{前納月数}$ (2) 一括納入の場合は納入金額の2%を(1)に加算	1 対象者 賦課対象区域にある土地の所有者又は受益者 2 賦課対象区域 年度当初に告示し設定 3 賦課年数 5年 4 賦課の期別数 4期 5 報奨金の率 5年一括: 約15.8% 4年一括: 約10.8% 3年一括: 約7.8% 2年一括: 約4.8% 1年一括: 約1.8%	
三島町	山古志村	小国町	課題	調整方針案
1 対象者 賦課対象区域にある土地の所有者又は受益者 2 賦課対象区域 年度当初に告示し設定 3 賦課年数 5年 4 賦課の期別数 4期 5 報奨金の率 (1) 期別負担金額 $\times 1 / 150 \times \text{前納月数}$ (2) 一括納入の場合は納入金額の2%を(1)に加算	なし	1 対象者 賦課対象区域にある土地の所有者又は受益者 2 賦課対象区域 年度当初に告示し設定 3 賦課年数 5年 4 賦課の期別数 4期 5 報奨金の率 2年目分: 6% 3年目分: 12% 4年目分: 18% 5年目分: 24%	長岡市の制度に統一する。ただし、与板町については、平成17年度は現行どおりとする。なお、既賦課決定した分については現行どおりとする。 (長岡地域合併協議会： 長岡市の制度に統一する。ただし、既賦課決定した分については現行どおりとする。)	長岡市の制度に統一する。ただし、与板町については、平成17年度は現行どおりとする。なお、既賦課決定した分については現行どおりとする。 (長岡地域合併協議会： 長岡市の制度に統一する。ただし、既賦課決定した分については現行どおりとする。)

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

417

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目 (分科会)		中項目		小項目		各種事務事業	
22	下水道	01	公共下水道管理	01	公共下水道管理	15-1	処理区域外の下水排除制度〔工事負担金〕(農業集落排水事業を含む)
長岡市		中之島町		越路町		与板町	
市街化区域 368円/m ² 市街化調整区域 737円/m ² (下水道受益者負担金相当額) ※農業集落排水事業については、737円/m ² のみ		住宅等 220,000円/戸 排水人口50人以上の事業所等 延床面積300㎡以上の旅館業等 330,000円/戸 (下水道受益者負担金相当額)		市街化区域 783円/m ² (661㎡上限) 市街化区域外 275,000円/戸 (下水道受益者負担金相当額) ※農業集落排水事業については、 275,000円/戸のみ		なし	
三島町		山古志村		小国町		課題	
市街化区域 700円/m ² 市街化調整区域 700円/m ² (下水道受益者負担金相当額)		なし		一律 500,000円		調整方針案	
						当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。	

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

418

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目 (分科会)	中項目	小項目	各種事務事業
2 2 下水道	0 1 公共下水道管理	0 1 公共下水道管理	1 5 - 2 処理区域外の下水排除制度〔公共汚水ます〕(農業集落排水事業を含む)

長岡市	中之島町	越路町	与板町
1 公共汚水ますの設置 自己負担 2 施設管理 工事完了後、公共汚水ますは市が管理	なし	1 公共汚水ますの設置 自己負担 2 施設管理 工事完了後、公共汚水ますは町が管理	なし

三島町	山古志村	小国町	課題	調整方針案
1 公共汚水ますの設置 公費負担 2 施設管理 工事完了後、公共汚水ますは町が管理 ※農業集落排水事業は、実施していない。	なし	1 公共汚水ますの設置 公費負担 2 施設管理 工事完了後、公共汚水ますは町が管理		長岡市の制度に統一する。

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

419

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目 (分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
2 2 下水道	0 1 公共下水道管理	0 1 公共下水道管理	1 2	水洗便所設備改造等工事資金融資制度 (農業集落排水事業を含む)
長岡市	中之島町	越路町	与板町	
1 融資限度額 1戸につき一般住宅 80万円 共同住宅 150万円 2 償還期間 36か月以内 3 融資利率 年2.00% 4 融資対象者 (1) 改造等工事に係る建築物の所有者又は当該建築物の所有者の同意を得た使用者。 (2) 下水道事業受益者負担金、市税及び国民健康保険料を滞納していない者。 (3) 独立の生計を営み、融資を受ける資金の償還能力を有している者。 5 融資対象工事 (1) くみ取り便所の水洗化工事 (2) し尿浄化槽の廃止工事 (3) 前記工事に付随する排水設備等工事 6 取扱金融機関 郵便局を除く市内の金融機関 7 平成15年度新規融資件数 17件 (公共下水道) 4件 (農業集落排水事業)	なし	なし	なし	
三島町	山古志村	小国町	課 題	調 整 方 針 案
なし	なし	なし		長岡市の制度に統一する。ただし、与板町については、平成17年度は現行どおりとする。 (長岡地域合併協議会： 長岡市の制度に統一する。)

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

420

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目 (分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
22 下水道	01 公共下水道管理	01 公共下水道管理	13	利子補給制度 (農業集落排水事業を含む)
長岡市	中之島町	越路町	与板町	
なし	1 対象 個人 2 交付基準 供用開始公示後36月を超えない期間に融資を受けた資金 対象額 1戸につき80万円以内 算定基準 年利2%を基準 3 利子補給期間 融資を受けた日の属する月の翌月から36月以内 4 平成15年度新規対象件数 0件 5 関係法令 補助金等交付規則 排水設備等工事資金の利子補給金交付要綱 ※農業集落排水事業はなし。	1 対象 個人 2 交付基準 対象額 1戸につき50万円以内 算定基準 年利2%以内 3 利子補給期間 融資を受けた日の翌月から36月以内 4 平成15年度新規対象件数 0件 5 関係法令 補助金等交付規則 水洗便所改造等工事資金の利子補給金交付要綱	1 対象 個人 2 交付基準 対象額 1戸につき80万円以内 算定基準 年利1.9%以内 3 利子補給期間 融資を受けた日の翌月から36月以内 4 平成15年度新規対象件数 0件 5 関係法令 補助金等交付規則 水洗便所改造等工事資金の利子補給金交付要綱	
三島町	山古志村	小国町	課 題	調 整 方 針 案
1 対象 個人 2 交付基準 対象額 1戸につき100万円以内 算定基準 年利2%を基準 3 利子補給期間 融資を受けた月の翌月から60月以内 4 平成15年度新規対象数 1件 5 関係法令 補助金等交付規則 排水設備等工事資金の利子補給金交付要綱 ※農業集落排水事業はなし。	なし	なし		廃止する。ただし、与板町については、平成17年度は現行どおりとする。なお、既利子補給者については、現行の条件のままとする。廃止後は水洗便所設備改造等工事資金融資制度で対応する。 (長岡地域合併協議会： 廃止する。ただし、既利子補給者については、現行の条件のままとする。なお、廃止後は水洗便所設備改造等工事資金融資制度で対応する。)